

令和6年度 春の全国交通安全運動 川崎市実施要綱

4月6日（土）から15日（月）までの10日間
〔 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水） 〕

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

ス ロ ー ガ ン

- ◎ 安全は 心と時間の ゆとりから
- ◎ 新入学児童・園児を交通事故から守ろう
- ◎ かわさきは 安全・安心 まもるまち

運 動 の 重 点

- (1) 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆすり合い」運転の励行
- (3) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- (4) 二輪車の交通事故防止

★令和5年中の各種事故発生状況

	全事故				自転車関係				二輪車関係				高齢者関係			
	件数		死者数		件数		死者数		件数		死者数		件数		死者数	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		
川崎区	559	-14	9	+6	226	-18	2	+2	107	-25	1	+0	171	-25	5	+5
幸区	261	-18	5	+1	93	-14	1	-1	72	+10	1	+1	83	-12	3	+0
中原区	333	+59	2	+1	140	+36	0	+0	94	+18	0	+0	109	+22	2	+2
高津区	453	+46	2	+0	152	+33	1	+0	136	+24	0	-1	139	+18	0	-1
宮前区	378	+22	1	-3	87	+9	0	-1	112	+3	0	+0	106	-6	0	-2
多摩区	419	+46	1	-2	141	+19	0	+0	144	+26	0	-1	136	+43	1	+1
麻生区	350	+20	2	+1	102	+11	0	+0	104	+7	1	+1	117	+6	2	+2
全市計	2,753	+161	22	+4	941	+76	4	+0	769	+63	3	+0	861	+46	13	+7

運動の重点に関する主な推進事項

1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

- ☆ 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ☆ ゾーン30（ゾーン30 プラスを含む）の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ☆ 歩行者に対する基本的な交通ルールの周知に加え、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼びかけの推進
- ☆ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ☆ 高齢歩行者に対する安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- ☆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進



2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

- ☆ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼びかけ
- ☆ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ☆ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- ☆ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境の醸成
- ☆ 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- ☆ 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- ☆ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進



3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- ☆ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ☆ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備と自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入促進



- ☆ 自転車安全利用五則にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ☆ 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進
- ☆ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

4 二輪車の交通事故防止

- ☆ 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ☆ 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進



各季の運動の取組事項

【家庭では】

- ☆ 交通安全運動の機会に、家族で交通事故防止や交通ルールについて話し合しましょう。
- ☆ 関係機関・団体が開催する安全運転講習会等へ積極的に参加しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- ☆ 夜間外出するときは、明るい衣服を着用し反射材用品を活用しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。
- ☆ 飲酒運転は「しない・させない」を徹底しましょう。



【学校等では】

- ☆ 教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図るため、各種研修会を開催しましょう。
- ☆ 幼児・児童・生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。
- ☆ 神奈川県学校交通安全教育推進会議での「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、教育活動全体を通して交通安全教育を推進しましょう。
- ☆ 後部座席含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用を自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。



【職場では】

- ☆ 交通安全教育や講習会を開催するとともに、参加を促しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。
- ☆ 飲酒運転または飲酒運転を助長することのない職場環境を確立するとともに、飲酒運転は「しない・させない・ゆるさない」についてあらゆる機会を通じて指導を実施しましょう。

【地域では】

- ☆ 地域ごとに「交通安全ヒヤリ地図」等を作成して地域内の交通危険箇所を共有し、子どもや高齢者に注意を促しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入を地域全体で促しましょう。
- ☆ 飲酒運転追放を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。
- ☆ 酒類販売業者・飲食店と協力してハンドルキーパー運動の輪を広げる等地域ぐるみで飲酒運転根絶に取り組みましょう。

自転車に乗るときはヘルメットの着用を！



自転車に乗るときは、誰もがヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

自転車死亡事故の約6割*が頭部に致命傷を負っています。ヘルメットを着けていない場合、致死率は着用している場合と比べて約2.1倍*も高くなっています。大人も子どももヘルメットを着用し、頭部を守ることが大切です。

また、13歳未満の子どもが自転車に乗るときや幼児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、保護責任者が子どもにヘルメットをかぶらせましょう。

※警察庁統計（平成30年～令和4年合計）

神奈川歩行者安全五則

～歩行者もルール・マナーを守りましょう。～

横断歩道外の横断や信号無視など、歩行者側の交通ルール無視による交通事故が多発しています。歩行者もルール・マナーを守るとともに、安全確認を徹底しましょう。

1 横断する意思を明確にする！

横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

2 横断歩道を渡る！

横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

3 歩きスマホはしない！

歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

4 危険な踏切横断はしない！

踏切は、警報機が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。

5 反射材を身に着ける！

薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

子どもを交通事故から守るために

7歳の一人歩きは、実は危険です！



歩行中死傷者は7歳が最も多い！

小学校への入学に伴い、それまで保護者の方と一緒に歩いていた道路も、登下校や友達との遊び等、一人で歩く機会が多くなります。一方で、7歳児は交通の危険性の認識が十分ではなく、急な飛び出し等で交通事故に遭っているため、突出して多くなっていると考えられます。



新入学児童が「ひとり歩きデビュー」するこの時期、大人が安全な道路の歩き方を指導するとともに、子どもの模範となりましょう！



川崎市交通安全対策協議会

事務局：川崎市 市民文化局 市民生活部 地域安全推進課

電話：044-200-2266

FAX：044-200-3869

E-mail:25tiiki@city.kawasaki.jp